

施設基準に関する説明（一部抜粋）

◆回復期リハビリテーション病棟入院料 2

《看護に関する事項》

- 1 日に 5 人以上の看護職員（看護師）を配置しております。
- 9 時～17 時まで看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 13 人以内です。
- 17 時～翌朝 9 時までの看護職員 1 人の受け持ち数は 17 人以内です。
- また 1 日に患者様 30 人に 1 人以上の看護補助者が勤務しております。

◆入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）について

- ・ 食事の適時適温の提供
- ・ 午後 6 時以降の夕食の配膳
- ・ 医師の指導の下、患者様の病状等による適切な特別職の提供
- ・ 医師の指示の下、医療の一環としての患者様への十分な栄養指導
- ・ 医師、又は管理栄養士による毎日の検食

《食事療養費について》

入院患者（被保険者・被扶養者等）の食事代（食事療養費）は、厚生労働大臣が定める基準によって算定された食事代から、患者の一部負担を差し引いた額（※標準負担額）が給付されるという、食事代の助成を受けることができます。

※標準負担額とは、所得区分によって決められた入院職に対して支払う患者の一部負担金

区分		入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ） 食事療養標準負担額
一般の被保険者		1 食につき 510 円（1 日 3 食 1,530 円）
低所得者Ⅱ	過去 1 年の入院日数が 90 日以下	1 食につき 230 円（1 日 3 食 690 円）
	過去 1 年の入院日数が 90 日超	1 食につき 180 円（1 日 3 食 540 円）
低所得者Ⅰ		1 食につき 110 円（1 日 3 食 330 円）

◆医療情報取得加算

当院はマイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1 点
	しない	3 点
再診（3月に 1 回）	する	1 点
	しない	2 点

●オンライン資格確認

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

●明細書について

当院は療養担当規則に則り明細書については無償で交付しております。

●一般処方名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。